

## 「宮崎市まちなか地域空き家等対策補助事業」について

### 1. 背景・目的

本市では、都市機能を更に強化し、若い世代の定着や流入を図ることを目的の一つとして、昨年10月に、地方創生総合戦略を策定しました。この総合戦略においては、若い世代の定着や流入を意識した各種施策に取り組んでいくこととしており、その中でも重点項目として、「居住環境の充実」や「雇用の場の創出」を掲げ、「移住・定住対策の推進」や「企業立地の推進」等を図っていくこととしております。

そこで、まちなかをモデル地域とする「空き家等対策推進事業」を新規事業として立ち上げ、市外からの移住者をまちなかに誘導することによって、民間賃貸物件の戸建て住宅や集合住宅の空き室を解消し、また流通を促進させるとともに、まちなかへの企業立地を促進することで雇用拡大やにぎわいの創出を図りたいと考えています。

### 2. 事業の概要

市外から中心市街地区域等の空き家等に移住する方で、一定の要件を満たす場合、3年間を限度に、家賃（自己負担分）の2分の1以内を助成します。

#### ① 中心市街地区域等に位置する宮崎市企業立地促進条例第5条の規定により指定を受けた企業に勤務する方

世帯の区分	主な要件	補助額の上限
新婚等世帯	婚姻の日から5年以内の世帯主又はその配偶者のいずれかが40歳未満の世帯	月額 3万円
単身者	40歳未満の方	月額1万5千円

#### ② 中心市街地区域等に居住する高齢者・障がい者・子育て・新婚等世帯

世帯の区分	主な要件	補助額の上限
2人以上の世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>同居者の全員が60歳以上の世帯</li> <li>障がい者を含む世帯</li> <li>義務教育修了までの子を養育する世帯等</li> <li>婚姻の日から5年以内の世帯主又はその配偶者のいずれかが40歳未満の世帯</li> </ul>	月額 2万円
単身者	<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上の者</li> <li>障がい者</li> </ul>	月額 1万円

※①、②どちらにも、その他所得制限や賃貸物件等に係る要件あり

### 3. 対象者の募集

補助金交付の対象者は次のとおり募集を行い、応募者多数の場合は抽選により補助対象者を決定します。なお、募集予定数（合計65世帯を予定）に達しない場合は、9月以降に随時申込みを受け付けます。

○ 一次募集期間 平成28年7月25日（月）～8月22日（月）

○ 受付・相談窓口 宮崎市役所 建設部 住宅課

電話番号 0985-21-1804

#### 【問い合わせ】

宮崎市 建設部 住宅課 企画係

電話 21-1804